

内閣参質二二一第一〇〇号

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員大島九州男君提出歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大島九州男君提出歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問に対する答

弁書

一について

国民健康保険組合（以下「組合」という。）については、令和元年五月十三日の参議院決算委員会において、根本厚生労働大臣（当時）が「昭和三十六年の皆保険の実現より前から同種同業の方々が自主的に組合を立ち上げられました。そして、連帯意識と相扶共済の精神に基づいて、自分たちの健康を守り、医療費を支え合うという役割を果たしてこられました。厚生労働省としても、国保組合の皆様には、このような非常に歴史的な経緯のある国保組合がたくさんあるわけですが、自主的な運営に基づく保険者機能を今後とも一層発揮していただきたいと期待をしております。円滑な事業運営を行うことができるように、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えています」と述べているところ、御指摘の各「歯科医師国保組合」が、円滑な事業運営を行うために、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮した結果として、お尋ねのように「保険料水準や運営方法に差が生じている」ものと考えている。また、組合によって、被保険者の属性や所得水準、医療給付費等が異なる中で、御指摘のように「保険料負担に差が生じる」こと

のみをもって、必ずしも「公平性の観点から」問題があるとは考えていない。

二について

「令和八年度予算関係等資料の作成について」（令和七年六月二十五日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）により調査した、令和七年三月三十一日時点のお尋ねの「歯科医師国保組合別」の「組合員の数」をお示しすると、次のとおりである。

北海道歯科医師国民健康保険組合	四千二百二十八人
宮城県歯科医師国民健康保険組合	二千二百七十三人
秋田県歯科医師国民健康保険組合	七百四十一人
山形県歯科医師国民健康保険組合	千三百五十五人
福島県歯科医師国民健康保険組合	千五十八人
茨城県歯科医師国民健康保険組合	千八百七十二人
全国歯科医師国民健康保険組合	二万三千五百十九人
群馬県歯科医師国民健康保険組合	千六百八十一人

埼玉県歯科医師国民健康保険組合	三千四百七十一人
千葉県歯科医師国民健康保険組合	四千八十八人
神奈川県歯科医師国民健康保険組合	六千九百六十四人
静岡県歯科医師国民健康保険組合	二千七百六十九人
愛知県歯科医師国民健康保険組合	八千六百五十四人
三重県歯科医師国民健康保険組合	千七百六十六人
大阪府歯科医師国民健康保険組合	八千八百八十四人
兵庫県歯科医師国民健康保険組合	五千四百四十七人
奈良県歯科医師国民健康保険組合	千百七十五人
和歌山県歯科医師国民健康保険組合	三百十九人
広島県歯科医師国民健康保険組合	二千八百九十八人
愛媛県歯科医師国民健康保険組合	千百四十二人
福岡県歯科医師国民健康保険組合	五千五百十八人

佐賀県歯科医師国民健康保険組合 八百四十七人

長崎県歯科医師国民健康保険組合 千三百四十九人

熊本県歯科医師国民健康保険組合 千六百二十八人

大分県歯科医師国民健康保険組合 千二百十七人

宮崎県歯科医師国民健康保険組合 七百八十人

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 千六百九十九人

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「保険料」に係る「定額」の額や「応益分及び応能分」の組合せ等によつては、必ずしも「低所得の組合員や家族を有する組合員ほど相対的に重い負担」となるものではないが、いずれにせよ、御指摘のような「実態」について具体的に把握しているものではない。また、後段のお尋ねについては、組合が自主的な判断により、御指摘のように「より報酬比例的な仕組みに見直すことは制度上可能である」が、一について述べたとおり、組合が円滑な事業運営を行うために、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮することが期待されることから、お尋ねのような「見直しを促す考え」は

ない。

四について

健康保険の適用対象となっている御指摘の「歯科医院に勤務する従業員」については、その「同意」を前提として申請が行われ、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けることにより、組合の被保険者となることができるという仕組みとなっていることから、お尋ねの「本人が全国健康保険協会等の被用者保険への加入を希望する場合に、その意思を反映できる制度に改める」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「不同意の場合の救済」の意味するところも必ずしも明らかではないが、当該申請に当たっては、「事業主による説明」及び「本人同意の確認」が行われているものと承知しており、御指摘のような「仕組みを設けるべき」とは考えていない。

五について

お尋ねについて、一について述べたとおり、組合が円滑な事業運営を行うために、自主的な運営に基づき保険者機能を発揮することが期待されることから、御指摘の「歯科医師国保組合」について、「全国

的な統合又は広域共同運営」の制度化を行うべきとは考えておらず、「試算」を行つたことはなく、また、「試算及び検討を行う考え」はない。また、「保険料水準の統一や広域化」の制度化を行うべきとも考えておらず、「同様の観点から見直しを行う考え」はない。なお、組合が自主的な判断により合併を行う場合に、合併により国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項の規定に基づく補助の額が減少する場合の当該減少額相当分等について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第九項に規定する組合特別調整補助金の交付による支援を行っているところである。